

「楽只公園 遊具修繕他1件」仕様書

(担当:谷、井上 TEL075-492-3111)

1 件名

楽只公園 遊具修繕他1件

2 目的及び概要

楽只公園他1公園の遊具等が、施設の老朽化に伴う経年劣化等により、施設の一部に損傷が生じている。
本件は、これら施設を修繕し、公園利用者の安全性及び利便性を回復するものである。

3 期間

契約締結の日から令和8年2月13日まで

4 履行場所

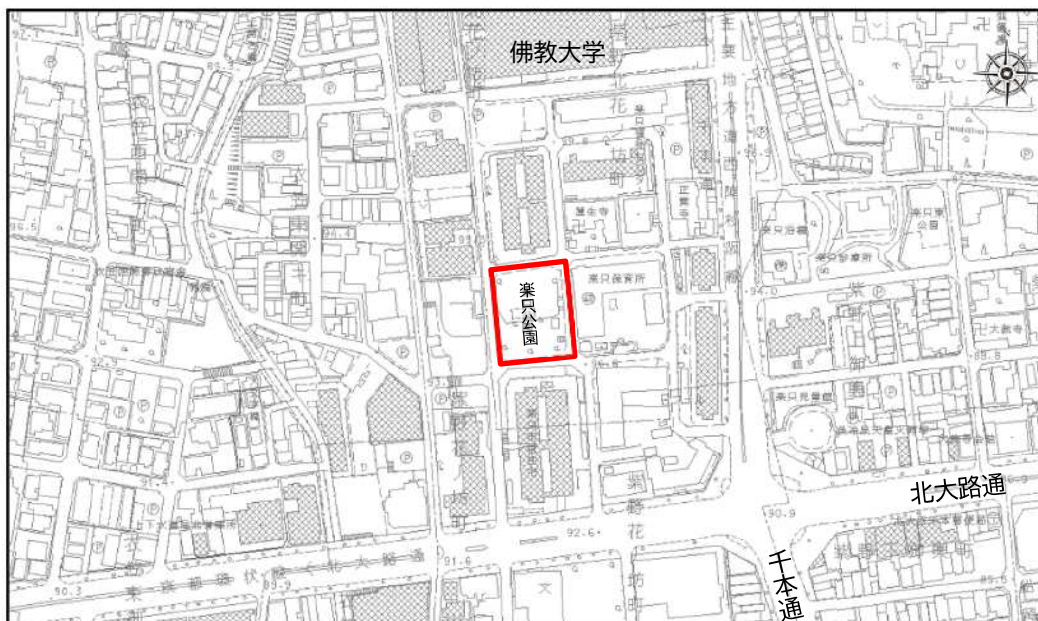
京都市北区紫野北花ノ坊町他地内

5 修繕内容等(詳細については、位置図、写真及び構造図参照)

(1) 楽只公園(京都市北区紫野北花ノ坊町地内)

- ・ 楽只公園に設置しているザイルクライミングについて、経年によりザイルロープに緩みが生じているため、ザイルクライミングの部品交換及びザイルロープのテンション調整により、ザイルロープの緩みを修正するもの。
- ・ ザイルロープのテンション調整については、ターンバックルと本体の接続部から 1500mm離れたところに人が片足で乗った状態で、ロープのたわみが30mm～50mmとなるよう調整すること。
- ・ ターンバックル交換 N=3箇所(1基分)
※修繕に使用するターンバックルについては、「株式会社コトブキ製ザイルクライミング(CP-80055R)用ターンバックルセット(w3/4)(シャックル・防食テープ・グリース含む)」又は同等品以上とする。
- ・ ザイルロープテンション調整 N=1基分

【位置図】 楽只公園



【修繕対象遊具 位置図】



【現況写真】

(撮影方向:西⇒東)



ザイルクライミング修繕
・ターンバックル交換 N=3箇所
・ザイルロープテンション調整 N=1基分

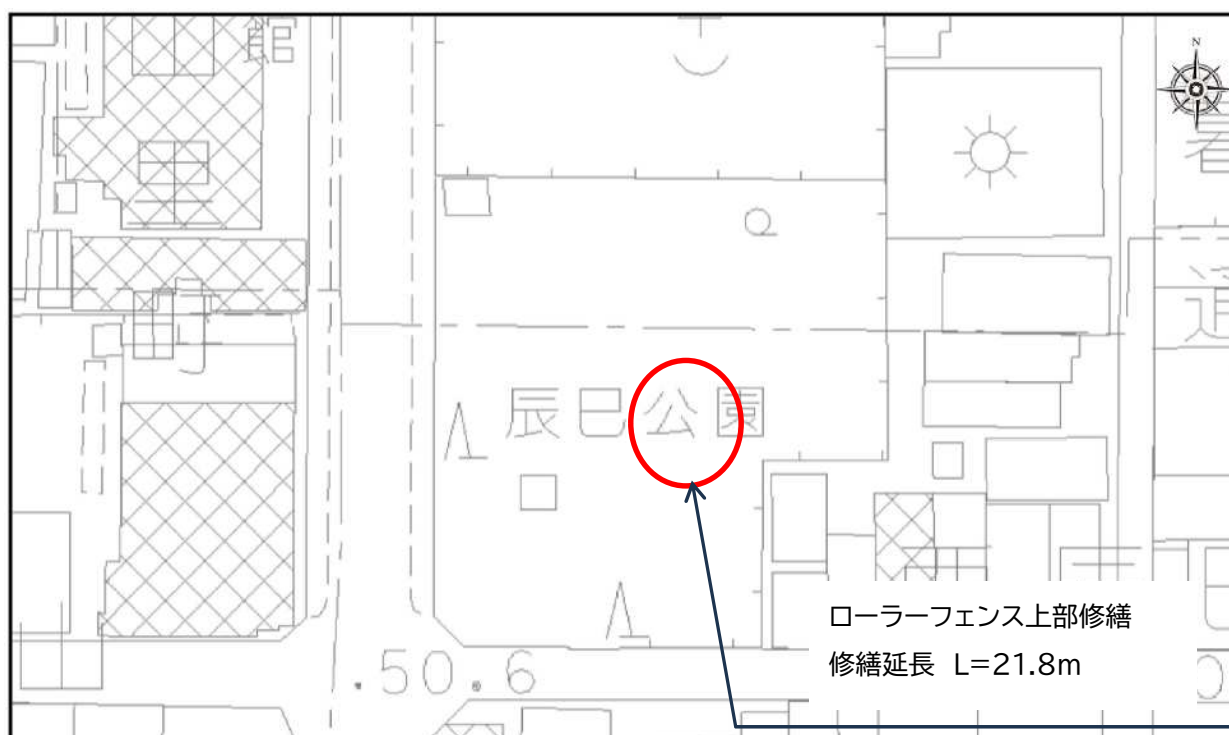
(2) 辰巳公園(京都市上京区西辰巳町他地内)

- ・ 辰巳公園に設置している砂場外周柵(ローラーフェンス)について、柵上部、ローラー部分が経年により破損、一部脱落しているため、フェンス全周にわたってローラー部を交換、再設置することにより、従前機能を回復するもの。
- ・ 修繕に使用する材料については、既存ローラー部と同等品以上の製品を使用するものとし、事前に監督職員の承認を得ること。
- ・ ローラーフェンス上部修繕 L=21.8m(参考:ローラー部径 $\phi 60\text{mm}$)

【位置図】 辰巳公園



【修繕対象 位置図】



【現況写真】

(修繕対象 全景)



(破損部 近景(一部))



6 支払条件

業務完了後、履行場所において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

7 本業務における留意事項等

- (1) ターンバックル交換に伴う掘削後は、公園利用に支障を及ぼすことがないように、適切に埋戻しを行うこと。
- (2) 修繕に要する材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- (3) 業務に伴い発生した廃棄物は、適切に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- (4) 作業完了後は、完了届、写真帳を提出すること。
なお、写真帳は、着手前・完成写真、作業工程ごとの作業状況、ザイルロープのテンション調整状況、不可視部分の状況が確認できる写真を提出すること。
- (5) 近隣住民、公園利用者との間で問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- (6) 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- (7) 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- (8) 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- (9) 現場確認に関する出張料等の一切の費用は応募者の負担とする。